

認定こども園の認定基準に関する 国の指針(案)

都道府県が認定こども園の認定基準を定める際に参酌すべき指針として文部科学大臣及び厚生労働大臣が定めるもの

- 1 職員配置について
- 2 職員資格について
- 3 施設設備について（園舎・保育室・運動場の面積）
- 4 施設設備について（調理室・運動場）
- 5 教育及び保育の内容について
- 6 保育者の資質向上等について
- 7 子育て支援について
- 8 管理運営等について

1 職員配置について

幼稚園

1学級(35人以下)に職員1人
(子ども数に応じた職員配置に関する規定はないが、35人までは職員1人で対応可能としていると見ることが出来る)
預かり保育に関する基準なし

保育所

0歳児	3 : 1
1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1
4・5歳児	30 : 1

認定こども園

○ 0 ~ 2歳児 保育所と同様 (0歳児 3 : 1、1・2歳児 6 : 1)

○ 3 ~ 5歳児

【学級担任】

- 満3歳以上の子どもの共通利用時間については、35人以下の子どもで構成される学級を単位として、1学級ごとに職員(担任)1人が担当。

【子どもの数に応じた職員の確保】

- 以下の基準により算定した数の職員を確保し、適宜配置。
 - ・ 3歳児は、長時間利用児 20 : 1、短時間利用児 35 : 1
 - ・ 4・5歳児は、長時間利用児 30 : 1、短時間利用児 35 : 1

2 職員資格について

幼稚園（3～5歳児）
幼稚園教諭免許
（預かり保育は資格要件なし）

保育所（0～5歳児）

保育士資格

認定こども園

- 0～2歳児 保育士資格
- 3～5歳児 学級担任と長時間保育の双方を行うことになるため、両資格併有が望ましい。

- 学級担任について両資格併有者を配置できない場合、幼稚園教諭免許保有者とするのが原則であるが、保育所型、地方裁量型において、その確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けた努力を行うことを条件に、保育士資格のみを有する者を学級担任とすることができる。
- 長時間利用児の保育を担当する者について両資格併有者を配置できない場合、保育士資格保有者とするのが原則であるが、幼稚園型、地方裁量型において、その確保が難しい場合、本人の意欲、適性、能力等を判断の上、両資格併有に向けた努力を行うことを条件に、幼稚園教諭免許のみを有する者を長時間利用児の保育を担当する者とするることができる。

3 施設設備について（園舎・保育室・屋外遊戯場の面積）

（園舎・保育室等）

幼稚園 （園舎面積）

1 学級 180m^2
2 学級以上
 $320 + 100 \times$
(学級数 - 2) m^2

保育所

（保育室等の面積）

2 歳未満児
乳児室 $1.65\text{m}^2/\text{人}$
ほふく室 $3.3\text{m}^2/\text{人}$
2 歳以上児
 $1.98\text{m}^2/\text{人}$

認定こども園

○ 0～2 歳児

保育所と同様の乳児室等。

0・1 歳児 乳児室 $1.65\text{m}^2/\text{人}$
ほふく室 $3.3\text{m}^2/\text{人}$

2 歳児 保育室 $1.98\text{m}^2/\text{人}$

○ 3～5 歳児

園舎及び保育室について、幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。

ただし、既存施設から転換する場合は、いずれかの基準で可。

（屋外遊戯場）

幼稚園

2 学級以下
 $330 + 30 \times$
(学級数 - 1) m^2
3 学級以上
 $400 + 80 \times$
(学級数 - 3) m^2

保育所

3. $3\text{m}^2/\text{人}$
2 歳以上児

認定こども園

○ 2 歳児

保育所と同様
(3. $3\text{m}^2/\text{人}$)

○ 3～5 歳児

幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。
ただし、既存施設から転換する場合は、いずれかの基準で可。